

(平成28年4月1日決定)

## 1 趣旨

本町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

## 2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の町長事務部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育委員会、町立病院、特別養護老人ホーム（以下、「各部署」という。）とする。

## 4 調達の対象となる障害者就労施設等

本町において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所、施設等

### 【障害福祉サービス事業所等】

- ① 就労移行支援事業所
- ② 就労継続支援事業所（A型、B型）
- ③ 生活介護事業所
- ④ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ⑤ 地域活動支援センター
- ⑥ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業等

### 【企業等】

- ① 障害者雇用促進法の特例子会社
- ② 重度障害者多数雇用事業所（ア～エの全てを満たすもの）
  - ア 障害者の雇用者数が5人以上
  - イ 障害者の割合が従業員の20%以上
  - ウ 雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上
  - エ 町内に本店、支店、営業所等を有する企業等で、正規雇用する正社員のうち障害者が1名以上でかつその本店、支店、営業所等内で正規雇用する全正社員数に占める割合が10%以上

(3) 在宅就業障害者等

### 【在宅就業障害者等】

- ① 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- ② 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

## 5 調達の対象品目

本町において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

### (1) 物品

- ① 事務用品、書籍（筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍など）
- ② 食料品、飲料（パン、弁当、加工食品、コーヒー、お茶、米、野菜など）
- ③ 小物雑貨（衣類、装身具、食器類、木工品、おもちゃ、記念品など）
- ④ その他の物品（机、椅子、寝具、車いすなど上記以外の物品）

### (2) 役務

- ① 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット、名刺、封筒などの印刷）
- ② クリーニング（洗濯、クリーニングなど）
- ③ 清掃、施設管理（清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理など）
- ④ 情報処理（ホームページ作成、プログラミング、テープ起こしなど）
- ⑤ 飲食店等の運営（売店、レストラン、喫茶店など）
- ⑥ その他のサービス、役務（香り袋作成、仕分け、発送、配送、梱包、資源回収、分別など）

## 6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

平成28年度に本町が達成すべき優先調達の目標を、以下のとおり定める。

優先調達の目標額 170万円

<個別目標>

項目	品目	調達目標額
役務	その他サービス、役務（香り袋作成）	25万円
物品	小物雑貨（ポストカード）	21万円
物品	小物雑貨（クリアファイル）	35万円
物品	食料品（災害時用保存用パン）	10万円
物品	食料品、飲料（パン）	61万円
役務	その他サービス、役務（配送）	18万円

## 7 調達の推進方法

- (1) 本町では、障害者就労施設等から提供可能な物品等及び各部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を各部署において十分検討する。
- (3) 本町では、4(2)②エに該当する企業等への指名競争入札の選考での優遇などにより、障害者の就業を促進するための措置を講ずるよう努める。

## 8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、取りまとめしだい速やかに公表する。